

桐生都市計画地区計画の変更（桐生市決定）

都市計画 桐生駅周辺地区 地区計画を次のように変更する。

| | | | |
|-------------------------|------------|---|--|
| 名 称 | | 桐生駅周辺地区 地区計画 | |
| 位 置 | | 桐生市宮前町二丁目、末広町、元宿町、巴町二丁目 | |
| 面 積 | | 約 6. 6 h a | |
| 区域の整備、 開発及び 保全の方針 | 地区計画の目標 | 本地区は J R 桐生駅前の既成市街地であり、桐生駅周辺土地地区画整理事業により公共施設の整備改善と宅地の利用増進が図られ、土地の有効利用と商業施設の集積を目標とする。 | |
| | 土地利用の方針 | ふるさとの顔づくりモデル土地地区画整理事業と連携して歩道と一体となった敷地内オープンスペースの確保や周辺環境と調和のとれた色調による都市景観づくりを行い、快適で魅力ある商業空間の形成を図る。 | |
| | 地区施設の整備方針 | 地区施設は、土地地区画整理事業により整備されており、地区計画の目標に沿ってより十分な機能が発揮できるようその維持及び保全を図る。 | |
| | 建築物等の整備の方針 | 店舗、事務所その他の商業・業務施設の利便を増進する用途に供することにより商業業務機能の充実・更新及び土地の高度利用を促進し、魅力ある商業業務空間を形成するため、建築物等に次の事項を定める。 1. 建築物の用途の制限 2. 敷地面積の最低限度 3. 壁面の位置の制限 | |
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項から第 10 項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 2. 倉庫業を営む倉庫 |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | 1 5 0 m ² |
| | | 壁面の位置の制限 | 建築物の 1 階部分の壁若しくはこれにかわる柱の面から計画図に表示する都市計画道路等の境界線までの距離の最低限度を 1 メートルとする。 |

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」